

不法投棄未然防止事業協力評価報告書

＜平成23年12月12日実施＞

第三者委員会

No.5-1	都道府県名：秋田県	覚書を締結した市町村等名：三種町							
協力の対象となる地域と当該地域世帯数及び人口：三種町全域		世帯数 ^{※1} ：6,294		人口 ^{※1} ：18,879					
事業協力年度 ^{※2} ：(H21)・(H22)・(H23)・(H24)									
	防止事業			引渡事業					
H21	実施期間	平成21年4月1日～平成21年12月30日		実施期間	平成21年10月1日～平成21年12月30日				
	内容	・防止看板の作成と設置 ・パトロールの実施		内容	パトロール員及び職員が回収し、委託業者が指定引取場所へで輸送する。				
H22	実施期間	平成22年4月1日～平成23年1月31日		実施期間	平成22年10月1日～平成22年12月30日				
	内容	・防止看板の作成と設置 ・パトロールの実施		内容	パトロール員及び職員が回収し、委託業者が指定引取場所へで輸送する。				
品目		エアコン	ブラウン管式 テレビ	液晶式及び プラズマ式テレビ	冷蔵庫・冷凍庫	洗濯機・ 衣類乾燥機	合計		
H21	引渡事業の実績(台)	0	37	0	11	4	52		
H22	引渡事業の実績(台)	0	11	0	3	1	15		
費目		防止事業			引渡事業			合計	
		設備費	労務費	その他 経費	小計	撤去等 費用	再商品化 等料金	小計	合計
H21	①上限額(千円)	378	540	270	/	78	35	/	/
	②事業に要した費用(千円)	536	441	204	1,181	51	90	141	1,322
	交付した助成額(千円)	①②のいずれか低い額の合計×助成率			550	51	35	86	636
H22	①上限額(千円)	693	1,080	480	/	147	41	/	/
	②事業に要した費用(千円)	281	851	380	1,512	0	215	215	1,727
	交付した助成額(千円)	①②のいずれか低い額の合計×助成率			756	0	41	41	797

※1：世帯数及び人口は、平成22年国勢調査速報による

※2：事業協力年度の評価について

①不法投棄削減の評価

- ・平成21年度協力事業において市町村等が掲げた削減見込の達成状況についての評価
- ・平成22年度協力事業において市町村等が掲げた削減見込の達成状況についての中間評価

②防止事業及び引渡事業の評価

- ・平成21、22年度に行われた協力事業の実施状況とその成果についての評価

不法投棄未然防止事業協力評価報告書

＜平成23年12月12日実施＞

第三者委員会

No.5-2	都道府県名：秋田県	覚書を締結した市町村等名：三種町
事業協力年度：(H21)・(H22)・(H23)・(H24)		

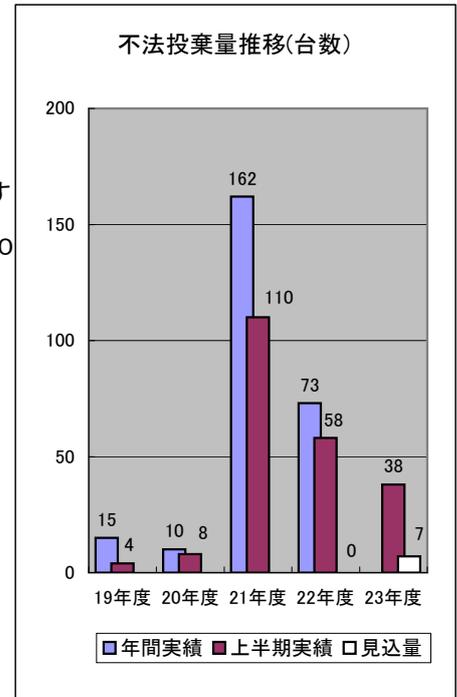
I. 不法投棄量の削減状況

イ. 平成21年度事業による状況

平成21年度事業実施による成果として、平成19年度の特定家庭用機器廃棄物の不法投棄発見量15台に対する平成22年度の削減率を100%(年間不法投棄発見量0台)と見込んでいたが、同発見量は73台で、平成19年度に対し386.7%増となった。

ロ. 平成22年度事業実施による状況

平成22年度事業実施による成果として、平成20年度の不法投棄発見量10台に対する平成23年度の削減率を30.0%(年間不法投棄発見量7台)と見込んでいる。
平成23年度の同発見量は4～9月度までの半期実績では38台となっており、平成20年度の同期間の実績に対して375.0%増となっている。



見込量：応募申請書に記載された1ヶ月の平均見込み台数に12を乗じ、小数点以下を四捨五入

II. 防止事業・引渡事業の実施状況

イ. 平成21年度事業

①防止事業について

防止看板の作成と設置(大型10枚、中型100枚)
パトロールの実施(月1回)

②引渡事業について

12月に52台を引渡した。

ロ. 平成22年度事業

①防止事業について

防止看板の作成と設置(中型100枚)
パトロールの実施(月2回)

②引渡事業について

11月に15台を引渡した。

III. 事業の評価

平成21、22年度とも、両事業は計画通り実施された。

平成21年度事業実施の結果として、平成22年度不法投棄削減見込は未達成であった。

平成22年度事業に係る平成23年度上半期実績が、年間の不法投棄削減見込みを上回っている。

実績報告書によると、平成21、22年は、例年であれば人の入らない地点へ入ったところ不法投棄物を多数発見したとの事である。

IV. 今後の課題等

不法投棄物の未搜索地域がある場合にはその発見と回収の活動を行うと共に、効果的な防止事業の実施が望まれる。